



ねん 年	くみ 組	なまえ 名前
---------	---------	-----------

れいわ5年2月ごう

## こうつうあんぜんテスト (1・2年生よう)

- ① つぎの文をよんで わくの中に こたえをかきましょう。  
いえのかべなどで まわりが見えにくいばしょを とおるときは  
どのように とおらないといけないでしょうか？



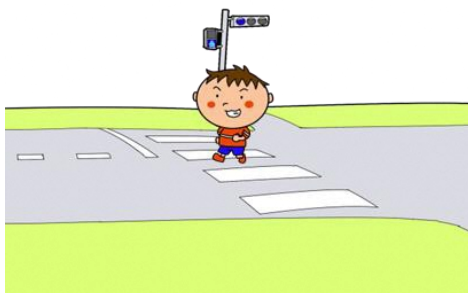
こたえ

- ② しんごうが赤いろのときでも 車がきていないときは  
どうろをわたってもよい。  
正しければ ○ を、まちがっていれば × をかきましょう。

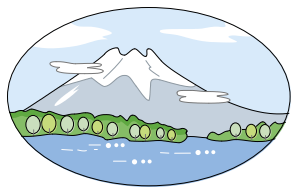


こたえ

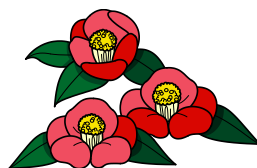
- ③ しんごうが 赤いろから青いろに かわったときは すぐに  
わたりはじめるほうがよい。  
正しければ ○ を、まちがっていれば × をかきましょう。



こたえ



# こうつうあんぜんテスト (1・2年生よう)



## こたえあわせ

- ① つぎの文をよんで わくの中に こたえをかきましょう。  
いえのかべなどで まわりが見えにくいばしょを とおるときは  
どのように とおらないといけないでしょうか？

★せつめい★

まわりが見えにくいばしょは 車やバイクの  
うんてん手からも じぶんのすがたが  
見えないので とてもあぶないです。  
どうろのはしで 立ちどまって 車やバイクが  
きていないか 右左をしっかりとくにんしてから とおりましょう。

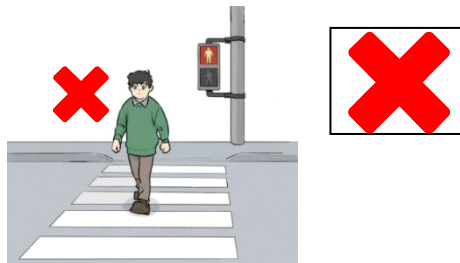
こたえ

どうろのはしで 立ちどまって  
車やバイクが きていないか  
右左を しっかりとくにんする。  
など

- ② しんごうが赤いろのときでも 車がきていないときは  
どうろをわたってもよい。  
正しければ ○ を、まちがっていれば × をかきましょう。

★せつめい★

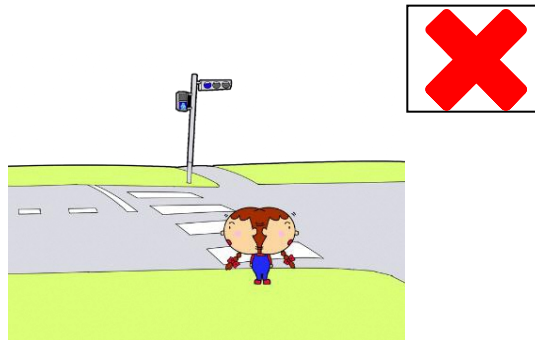
車がぜんぜんきていなくても  
赤しんごうで どうろをわたってはいけません。  
しんごうが 青いろにかわるのをまってから  
どうろをわたりましょう。



- ③ しんごうが 赤いろから青いろに かわったときは すぐに  
わたりはじめるほうがよい。  
正しければ ○ を、まちがっていれば × をかきましょう。

★せつめい★

しんごうがかわったからといって  
すぐに どうろをわたると 車が  
はしってくるかもしれません。  
どうろをわたるまえに 右左や  
まわりのあんぜんを たしかめましょう。



## ＜交通安全テスト＞ 解答・解説（1・2年生用）

- ① 次の文を読んで、枠の中に答えを書きましょう。  
家の壁などで周りが見えにくい場所を通るときは、どのように通らないといけないのでしょうか？

【問題のポイント】

- ★ 交差点や見通しの悪いところを通るときは、道路の端で立ち止まって、右左、周囲の安全確認をしてから通しましょう。

【関係法令等】

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節3（信号機のない場所で横断しようとするとき）
  - (1) 近くに横断歩道橋や横断用地下道など安全に横断できる施設がないときは、道路がよく見渡せる場所を探しましょう。
  - (2) 歩道の縁や道路の端に立ち止まって、右左をよく見て、車が近づいて来ないかどうか確かめましょう。特に、左方向から進行してくる車は、遠くにあるように見えても、横断中に近づいて来ますので、注意しましょう。
  - (3) 車が近づいているときは、通り過ぎるまで待ちます。そして、もう一度右左をよく見て、車が近づいて来ないか確かめましょう。
  - (4) 車が近づいていないときは、速やかに横断を始めましょう。車が止まってくれたときは、ほかの車の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めましょう。この場合、道路を斜めに横断したり走ったりしてはいけません。
  - (5) 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。
  - (6) 横断中も車が近づいて来ないかどうか周りに気を付けましょう。止まっている車の陰から別の車が突然出てくることがありますから注意しましょう。

＜指導のポイント＞

子どもの歩行中の交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

信号機のない小さな交差点や曲がり角などでも、必ず一旦立ち止まり、しっかりと安全確認をしましょう。

- ② 信号が赤色のときでも、車が来ていないときは道路を渡ってもよい。  
正しければ ○ を、まちがっていれば × をかきましょう。【×】

【問題のポイント】

- ★ 車が来ていないからといって、赤信号で道路を横断してはいけません。  
青信号に変わるのを待ってから渡りましょう。

【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））  
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
- 道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））  
第1項・第4項  
赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

人の形の記号を有する赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））
  - (1) 信号が青になってから横断しましょう。歩行者用の信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。

#### <指導のポイント>

子どもの歩行中の交通事故の多くは、道路を横断しているときや横断しようとして道路に飛び出した時に発生しています。

信号は必ず守りましょう。

### ③ 信号が赤色から青色に変わったときは、すぐに渡り始めるほうがよい。

正しければ ○ を、まちがっていけば × をかきましょう。【×】

#### 【問題のポイント】

- ★ 青信号に変わったからといってすぐに渡り始めず、右と左、周囲の安全を確認してから渡りましょう。

#### 【関係法令等】

- 道路交通法 第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
- 道路交通法施行令 第2条（信号の意味等（抜粋））

第1項・第4項

赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

人の形の記号を有する赤色の灯火

歩行者は、道路を横断してはならないこと。

青色の灯火

歩行者は、進行することができること。

人の形の記号を有する青色の灯火

歩行者は、進行することができること。

黄色の灯火

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。

人の形の記号を有する青色の灯火の点滅

歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。
- 交通の方法に関する教則 第2章第3節2（信号機のある場所で横断しようとするとき（抜粋））
  - (2) 信号が青になっても、右左の車や路面電車が止まったのを確かめてから横断しましょう。

信号の変わりそうなときは、無理をしないで、次の青信号を待ちましょう。

<指導のポイント>

赤・・・止まれ。

車が来ていなくても絶対に渡ってはいけません。

青・・・渡ることができる。

曲がってくる車もあるので、すぐに渡らず、渡る前に左右の安全確認をしてから渡りましょう。

黄（青の点滅）・・・渡り始めない。

もうすぐ赤に変わる注意の色です。

渡り始めず、次の青まで待ちましょう。

渡っている途中であれば、すみやかに道路を渡りきるか、引き返すようにしましょう。